

トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備について

2019年10月
事 務 局

トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備

【「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」における今後の取組の方向性】

- 総務省においては、トラヒックの効率的な処理のための幅広い関係者による協力体制を早期に整備し、ネットワークへの持続的投資に係るレイヤー間を跨いだ議論を行うとともに、ネットワークひっ迫対策の取組を促進する。
- 更に、地域におけるトラヒック交換の促進を通じた通信品質や耐災害性の向上を実現するため、これまでのデータセンターの地域分散支援に加え、地域IXやCDNの活用に向けた関係事業者の取組を支援するための具体策について、本年夏頃までに検討する。

【現在の取組状況】



- トラヒックの効率的な処理のための幅広い関係者による協力体制を構築するため、コンテンツ事業者・通信事業者・CDN事業者等からなる協議会の設立を念頭に、様々なプレイヤーから我が国のインターネットにおける現状や課題等について個別にヒアリングを実施し、調整を実施中。
- 令和2年度予算概算要求において、地域IXやCDNの活用等に向けた新規の実証事業について予算要求中（「地域IX・CDN等を活用したローカル配信効率化等促進事業」（要求額：11.4億円））
- 令和2年度税制改正要望において、令和元年度末に期限を迎える「地域データセンター整備促進税制」について、延長・拡充を要望中。

3 Society 5.0を支えるICTインフラ整備

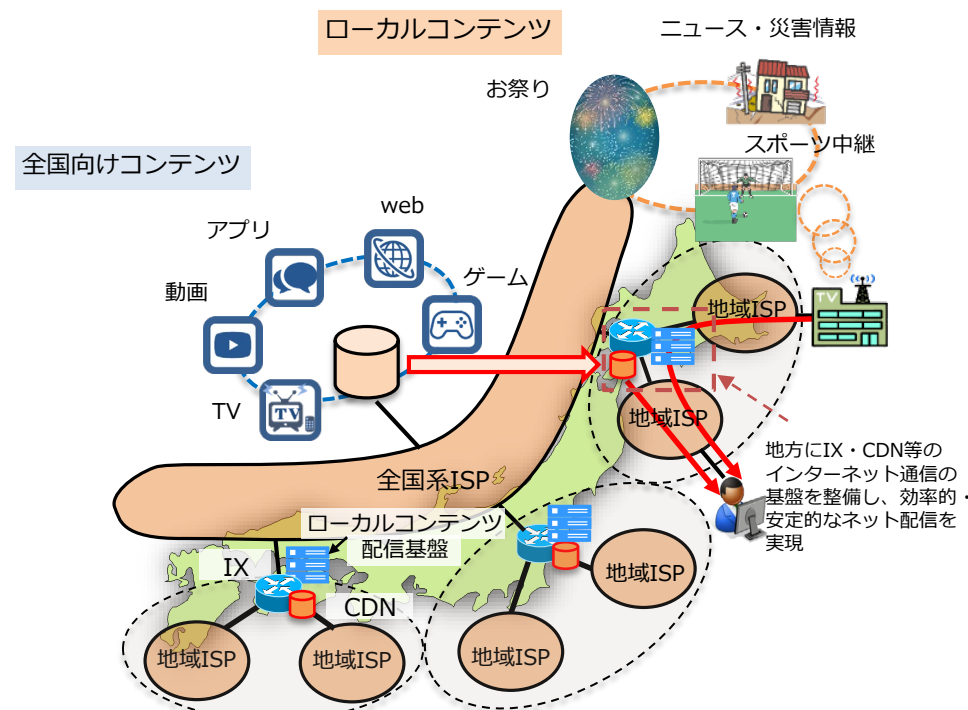
地域IX・CDN等を活用したローカルコンテンツ配信効率化等の促進

「総務省重点施策2020」より

(1) 地域IX・CDN等を活用したローカルコンテンツ配信効率化等促進事業

- 我が国は、インターネット通信の基盤であるIX^{※1}・CDN^{※2}が主に東京・大阪に集中して存在することにより、同一地域内の通信であっても都市部を経由するなどの非効率性や、都市部で災害が発生した際に全国のインターネット利用に影響が出るなどの脆弱性が懸念されている。これらの課題を解消し、ローカル発を含むコンテンツの効率的・安定的なネット配信を実現するため、地域にIX・CDN等が分散したネットワーク構成へと移行を進めるとともに、コンテンツ配信基盤の在り方を技術的な観点から総合的に検証し、関係事業者による適切な設備投資、新サービス創出等を促進する。

【予算】 地域IX・CDN等を活用したローカルコンテンツ
配信効率化等促進事業 11.4億円【新規】



※1 IX (Internet eXchange)

※2 CDN (Content Delivery Network)

: インターネットにおけるトラフィックの交換拠点

: 頻りに利用されるデータのコピー (キャッシュ) を多数のサーバーに配置し

ユーザーに近いサーバーから配信することなどにより、コンテンツを効率良く配信するための仕組み

【参考】地域データセンター整備促進税制

地域のデータセンターを整備するため、総務大臣の認定を受けた地域特定電気通信設備供用事業の実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、法人税の特別償却及び固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。

措置内容

1. 特例の内容

(1) 国税の特例

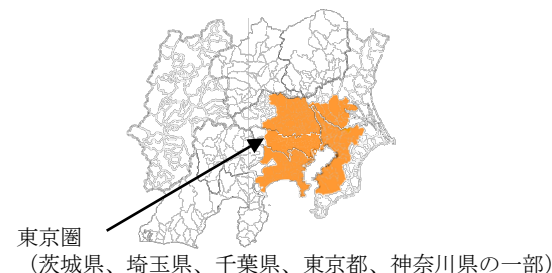
○ 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、**東京圏(注1)以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする一定の設備**に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上することが可能。

○税目：法人税

○対象設備：**サーバ、ルータ・スイッチ、電源装置**

○特別償却率：**取得価額の15/100**

(注1)多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に規定する東京圏



(2) 地方税の特例

○ 地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、**首都直下地震緊急対策区域(注2)以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とする一定の設備**に限り、固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。

○税目：固定資産税

○対象設備：**サーバ、ルータ・スイッチ、電源装置**

○課税標準の特例：**取得後3年間の課税標準が3/4**

(注2)首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第3条第1項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域



2. 適用期間

2年間(平成30年4月1日から令和2年3月31日まで)